

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 受理年月日 | | 登録番号 | |
|-------|--|------|--|

| | | | |
|---|--|--------------|------------|
| 受取印 | 事前教示に関する照会書（関税評価照会用） | | |
| 平成 年 月 日 | 照会者の住所、氏名・印（署名） （輸入者符号） (電話番号) | | |
| | 代理人の住所、氏名・印（署名） (電話番号) | | |
| 下記の輸入貨物の課税価格に係る関税評価に関する法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い等について、以下の「関税評価に関する照会者の見解」とおりで差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前教示に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、公開されることを可とした場合、公開に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には自己の責任において処理することに同意します。 | | | |
| 輸入貨物 の品名 | | 輸入通關 予定官署 | 輸入予定 時期 |
| 照会の趣旨 | | | |
| 取引の概要及び 関税評価に関する 照会者の見解とそ の理由 | 別紙1のとおり | | |
| 公開の可否 | 可 · 否 | 非公開期間 | ()ヶ月 他() |
| 非公開理由 | | | |
| 添付資料 | 1.代理人による照会の場合は、その委任状 2.事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">[]</div> | | |

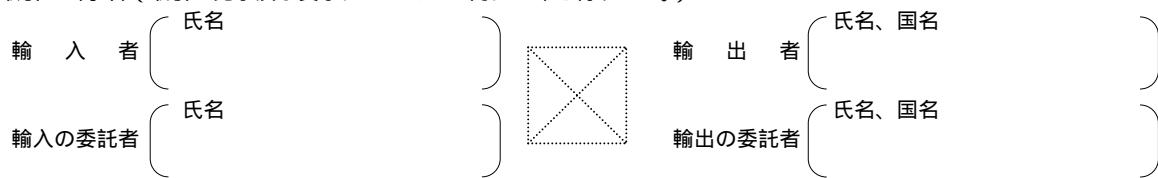
(注意事項)

- この照会書は、1部提出してください。「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄については、可能な限り詳細に記載してください。
- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）は、関税評価の参考とするため回答後原則として公開し、納税者一般の閲覧に供します。ただし、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、公開の可否の設定及び非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書中の「公開の可否」欄中「否」にをつけ、非公開理由欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄の()ヶ月 他()のいずれかにをつけ、具体的な非公開期間を指定してください。また、その際税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

別紙 1

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については 内に×印を付すこと。）



(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

| |
|--|
| |
|--|

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関税定率法第4条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

| 項 目 | 具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率 |
|--|----------------------------|
| 現実に支払われた又は支払われるべき価格 [同条本文に該当するもの] | |
| 加 算 要 素 [同条第1項第1号から5号のもの（に含まれないものに限る）] | |
| 控 除 す べ き 費 用 等 [同施行令第1条の4第1号から第4号のものでその額が明らかであるもの] | |
| 合 計 又 は 計 算 方 法 | |

(2) 関税定率法第4条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関税定率法第 条の に基づき次のように計算する。

| |
|--|
| |
|--|

3. 上記2の適用条項及び計算方法となる理由

| |
|--|
| |
|--|

記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A4判）に記載のうえ、添付（割印）してください。

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）用」チェックシート

このチェックシートは、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

| 項目 | チェック欄 |
|---|--------|
| (1) 貨物を輸入しようとする者により輸入される貨物の関税評価に係る法令の解釈等に関する照会である。 | はい・いいえ |
| (2) 仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物に係る照会である。 | はい・いいえ |
| (3) 照会の際に、取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。 | はい・いいえ |
| (4) 取引等に係る関税評価上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公開された文書回答等において明らかになっていない。 | はい・いいえ |
| (5) 関税定率法等の関税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。 | はい・いいえ |
| (6) 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要としない。 | はい・いいえ |
| (7) 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがない。 | はい・いいえ |
| (8) 照会に係る取引等が、関税・消費税の軽減を主要な目的とするものでない。 | はい・いいえ |
| (9) 照会に係る取引等は通常の経済取引として合理的である。 | はい・いいえ |
| (10) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中でない。 | はい・いいえ |
| (11) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。 | はい・いいえ |
| (12) 関連する複数の取引の一部のみを照会しているものでない。 | はい・いいえ |
| (13) 審査に必要な資料の提出及び補足説明に同意する。 | はい・いいえ |
| (14) 照会者名又は照会内容及び回答内容について、公開することの可否、非公開とする場合はその理由並びに公開する場合には公開に関して取引関係者等の了解を得ること及び仮に公開について取引関係者間等で発生した紛争については、照会者の責任において処理することについて同意する。 | はい・いいえ |
| (15) 照会文書のうちに日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提出することに同意する。 | はい・いいえ |

（注）このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります（詳細につきましては、税関の窓口でご相談ください。）

| | | |
|-----|---------|---|
| 照会者 | 氏名又は名称 | 印 |
| | 住所又は所在地 | |

事前教示照会に係る形式要件審査表

| 照会書の提出 を受けた税関 | | 税関 部門 | 担当者 | 照会文書の提出があった当初の日 | |
|-----------------------|---|-------------------------------------|-----|-----------------|------|
| 照会者氏名 | | | | 確 認 | 補正状況 |
| 記 載 事 項 等 | 1 | 照会者の住所・氏名の記載がある | | 適・不適 | |
| | 2 | 押印漏れはない | | 適・不適 | |
| | 3 | 代理人等の委任状等が添付されている | | 適・不適 | |
| | 4 | 照会の趣旨が明確である | | 適・不適 | |
| | 5 | 取引等の事実関係が明確に記述されている | | 適・不適 | |
| | 6 | 照会者の法令解釈に関する意見及びその理由が明確に記述されている | | 適・不適 | |
| | 7 | 照会書に関税法基本通達7 19の2(3)イの必要な事項が記載されている | | 適・不適 | |
| | 8 | 審査に必要と思われる資料の提出がされている | | 適・不適 | |

| 受理年月日 | | | 確 認 | 備 考 |
|--|-------|--|------|-----|
| 要 件 事 項 | 9 | 照会者により輸入される貨物の関税評価に係る法令の解釈等に関する照会である | 適・不適 | |
| | 10 | 仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物に係る照会である | 適・不適 | |
| | 11 | 取引等に係る関税評価上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公開された文書回答等において明らかになっていない | 適・不適 | |
| | 12 | 関税定率法等の関税等の免税の規定の適用を受ける貨物の照会でない | 適・不適 | |
| | 13 | その他関税法基本通達7 19の2(2)ホの要件を満たしている | 適・不適 | |
| 補 足 説 明 及 び 追 加 資 料 | 要求年月日 | 要求方法・内容 | 連絡状況 | 担当 |
| | | | | |

事前教示照会書等事績整理票

| | | 登録番号 | |
|---------------------------|---|-------------------|------------------|
| 受理税関 | 税関 部門 | 照会者の氏名 | |
| 【照会の趣旨及び問題点】 | | | |
| 【取引要旨】 | | | |
| 【回答要旨】 | | | |
| 照会書 受理年月日 | 形式要件審査 終了日 | 回答案総括関税評価官 送付日 | 総括関税評価官 審査終了日 |
| 処理結果 | 文書回答(回答年月日: 有効期限: まで) 文書回答対象外(口頭回答: 有・無 处理年月日:) | | |
| | 【処理理由】 | | |
| 公開の可否 | 公開年月日 | 公開見直年月日 | |
| 可・否 | | | |
| 照会に係る包 括評価申告書 の提出状況 | 受理税関 | 申告年月日 | 適用期限 |
| | | | |
| | 評価回答書の内容と包括評価申告内容の同一性 | | 同一・相違・添付なし |
| 備考 | | | |

税関様式C 第1000号 9

| | | | |
|-----|----|------|--|
| 公開日 | 以降 | 登録番号 | |
|-----|----|------|--|

平成 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部
(首席)関税評価官

事前教示回答書(変更通知書兼用)(関税評価回答用)

別添の事前教示に関する照会書(関税評価照会用)(登録番号)による照会について、
下記の「回答及び理由」欄記載のとおり回答します。

| | | | |
|-------------|-------------------------|--|--|
| 取引の概要及び照会趣旨 | | | |
| 回答及び理由 | | | |
| 有効期限 | この回答書の有効期限は 年 月 日までとする。 | | |
| 参考 | | | |

(注)本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。

(規格A4)

注意事項

1. 本件の回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる解釈が行われることがあります。また、事後調査等において、実際の取引実態が照会内容と相違していることが判明した場合には、当該回答は尊重されないこととなるのでご留意ください。
2. 回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。
3. この回答書（変更通知書）は、関税評価の参考とするため、回答後原則として公開し納税者一般の閲覧に供しますのでご留意ください。
4. この回答書（変更通知書）の内容については、行政不服審査法上の「不服申立て」の対象とはなりませんが、当該内容について意見がある場合には、税関に「意見の申出」を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日の翌日から2月以内のみ可能です。
5. 納税申告（評価申告）等の審査上、例えば、次の回答書（変更通知書）は尊重しません。
 - ・ 有効期限を経過した回答書
 - ・ 法令及び通達の改正により影響を受け、参考とならなくなつた回答書
 - ・ 法令及び通達の適用を誤った回答書
6. 法令の解釈の変更等により、この回答書（変更通知書）の内容を変更する場合には、変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書を税関より新たに発出します。

税関様式 C 第 1000 号 10

平成 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

(首席) 関税評価官

文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ(通知)

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公開することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても関税評価に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容(登録番号)は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前教示照会に当たりませんので、お知らせします。

記

(理由)

税関様式C第1000号 11

平成 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

(首席) 関税評価官

事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ(通知)

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公開することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても関税評価に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容(登録番号)は、下記の理由から、事前教示照会に対する文書回答の対象とならなりましたので、お知らせします。

記

(理由)

(規格A4)

口頭照会に対する回答記録票（関税評価用）

| | |
|----|-----|
| 続き | 有 無 |
|----|-----|

| | | | | | | | |
|----------------------|-----|---------|----------------------|--------------|---------|-----|--|
| 整理番号 | | | 担当部門 | | | | |
| 照会日時 平成 年 月 日 時 分 | | | 回答日時 平成 年 月 日 時 分 | | | 回答者 | |
| 照会者 | 法人 | 会社名 | 【輸入者符号】 | | | | |
| | 担当者 | TEL () | | | FAX () | | |
| | 個人 | 氏名 | TEL () | FAX () | | | |
| 種別 | | 電話 | 来訪 | その他（郵送・FAX等） | | | |
| 業種 | | 貿易関係業者 | 通関業者 | 個人 | その他 | | |

| | | | | |
|------|--------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 照会内容 | 現実支払価格 材料・部品等の費用 ロイヤルティ等 | 輸入港までの運賃等 工具・鋳型等の費用 売手に帰属する収益 | 仲介料その他の手数料 消費物品の費用 控除すべき費用等 | 容器・包装の費用 役務（技術、設計等）の費用 その他（ ） |
|------|--------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|

| |
|-------|
| 照会の概要 |
|-------|

| | | |
|----------|----------------------------|--------|
| 【説明資料の要求 | 有（ インボイス、 契約書、 帳票、 その他（ ）） | 無】 |
| 申告予定日 | | 申告予定官署 |

| |
|------|
| 回答内容 |
|------|

| | | | |
|------------|---------|------------|-----------|
| 関係法令等 | | | |
| 文書による照会を懇意 | 有 | 無 | 口頭回答とした理由 |
| 協議先 | 総括関税評価官 | (首席) 関税評価官 | その他() なし |

| | | |
|------------|--|--------|
| チェック 項目 | 明確に回答できない理由を説明した。 事実関係が異なる場合には、回答した関税評価上の取扱いが変わる旨説明した。 回答者の職名及び氏名を告げた。 | 統括官等確認 |
|------------|--|--------|

(規格 A 4)

税関様式 C 第 1001 号 - 1

| | |
|-------|--|
| 受付年月日 | |
|-------|--|

| | |
|------|--|
| 受付番号 | |
|------|--|

事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)に関する意見の申出書

| | | |
|--|---|-------------|
| 平成 年 月 日 殿 | 申出者の 住所、氏名・印 | 担当者 電話番号 |
| | 代理人の 住所、氏名・印 | 担当者 電話番号 |
| 平成 年 月 日付 | 事前教示回答書(関税評価回答用)(登録番号) 事前教示回答書変更通知書(関税評価回答用)(登録番号 -) | |
| に関し、関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて、下記の理由により意見の申出を行います。 | | |
| (理由) | | |

事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

1. 当該事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)の変更を別添の変更通知書により行います。
2. 当該事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)の変更を行いません。

(理由)

平成 年 月 日 税關 業務部
(首席)関税評価官

(注) 本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。

注意事項

1. 意見の申出書

- (1) 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。
- (2) この申出は事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）の交付又は送達のあった日の翌日から起算して2月以内のみ可能です。
- (3) この申出書は1通提出してください。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付（割印）してください。

2. 意見の申出に対する回答書

- (1) 本件の意見の申出に対する回答内容は、あくまで以前に行つた回答に対する照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる解釈が行われることがあります。また、事後調査等において、実際の取引実態が照会内容と相違していることが判明した場合には、当該回答は尊重されないこととなるのでご留意ください。
- (2) 回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。

3. 変更通知書（変更された場合に限り本書に添付）

- (1) この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書変更通知書（関税評価回答用）を照会貨物の評価申告又は納税申告（評価申告したものを除く）を行う際に添付してください。
- (2) この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）が変更され変更通知書の交付又は送達を受ける場合は、当該事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）を返付してください。

税関様式 C 第 1002 号

事前教示に係る補足説明書

平成 年 月 日

番号 _____

殿

税関 (印)

先に平成 年 月 日付事前教示に関する照会書をもって照会があった貨物(品名)につき、下記の質問事項に対する補足説明を必要としますので、平成 年 月 日までに「補足説明事項」欄に必要事項を記載のうえ、提出して下さい。なを、同日までに提出がない場合又は補足説明が不十分な場合には、回答を受けられることとなります。

(質問事項)

(補足説明事項)

平成 年 月 日

補足説明者の氏名又は名称

(印)

(担当)

(注) 1. この補足説明書は、事前教示に関する照会書(税関様式 C 第 1000 号、税関様式 C 第 1000 号 2 又は税関様式 C 第 1000 号 6)に添付して下さい。

2. 記載欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式)に記載のうえ、添付して下さい。

(規格 A4)